

日程第 4. 議案第 3 号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4. 議案第 3 号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 3 号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としましては、子ども・子育て支援法の施行により預かり保育の充実を図るため、所要の改正が必要であることから提案するものであります。内容等につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 3 号の内容について説明いたします。まず、おおまかな内容でございますが、資料最初のページで、南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例と記してございますのでそれで説明をします。これも子育て支援法新制度により預かりの充実のために改正するものでございます。1. 預かり保育の保育期間を変更いたしました。平成26年度は4月8日からでしたが、4月4日として入園式の翌日から翌年3月31日まで預かり保育を行いますとしてございます。それから、土曜預かり保育を新たに行いますので、その保育料を設定してございます。土曜預かり保育1日800円、半日で400円として設定しました。それから、階層区分によって減免措置を行っています。それから、春休み期間中における預かり保育も新たに行いますということで、通常保育が終わった後の3月21日から年度末の3月31日まで預かり保育を行いますとして期間を長くしてございます。

それでは、改正条文の説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をさせていただきます。南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例。右側が改正前、左側の表が改正後でございます。大きい見出しの南風原町立幼稚園預かり保育料条例として、徴収の部分を削除して保育料条例といたしました。それは徴収だけではないという視点があったので、そこを削除してございます。それから1条でも「徴収」を削除しての改正でございます。趣旨も徴収のみではなく預かりの部分の条例になるということで「徴収」を削ってございます。それから、預かり保育料の額につきましては、(預かり保育料の額及び納期)の見出しについても、「及び納期」を削除いたしまして(預かり保育料の額)としてございます。第2条も預かり保育料の額は、園児1人につき月曜日から金曜日までの利用の場合はというふうなたい方をしてございます。5,000円でございます。それから2項の土曜日の利用は、1日800円、半日400円として新たに設けてございます。

次に 4 条です。（預かり保育料の納期限）ということで新たに入れてございます。預かり保育料の納付については、毎月 5 日までに納付するものとする。ただし、町長が別に納期限を定めたときは、その納期限までに納付するものとするというようにしてございます。

それから、改正前の 4 条は 5 条に改正してございます。（預かり保育料の減免）です。（1）の生活保護の部分で、「及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯は、全額免除」するとして、生活保護法についての減免の部分を変更してございます。それから（2）の先ほど可決をしていただきました南風原町立幼稚園保育料条例第 3 条第 2 項に定める保育料の第 3 階層 A に属する世帯は次のとおりとするということで、月曜日から金曜日の利用の場合は月額 1,250 円、土曜日の利用の場合は 1 日 200 円、半日 100 円でございます。

次のページ。4 条を入れましたので、5 条が 6 条に、6 条が 7 条に、7 条が 8 条にという改正でございます。そして、附則でこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するということです。2 項に準備行為としまして、施行日以降の利用に係る決定、その他この条例の施行に必要な準備行為はこの条例の施行日前においても行うことができるということで今回一部を改正してございます。

資料につきましては、全員協議会でもご説明いたしましたように、預かりの部分先ほど申し上げました一部改正という表になってございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、その件に関しても質問させてください。1 点目ですが、預かり保育を土曜も実施します。入園を希望したなかで預かり保育が何パーセントなのか。分かるのであれば教えてください。幼稚園入園希望も保護者から取っているわけでしょう。土曜日の預かり保育も午後 2 時半からですか、6 時半までやる。その預かり保育を希望しているのは何パーセントなのか教えてください。

それからもう 1 点は、これも非常に気になる場所ですが、今度の制度の実施で、県内では保育士であるとか幼稚園教諭であるとか資格者が 2000 名不足であると新聞報道されていきました。そうすると、土曜日の預かりでは園に 11 時間いるわけですから、資格者を探さなければ、幼稚園の保育と言いますか幼稚園の教育環境ですから本当に対応できるのか、どういうふうにするのか心配があります。そこはどう考えておられるのか教えてください。

それから 3 点目ですが、幼稚園の 1 クラスが 35 名ということで、預かり保育も 35 名です。小学校 1 年生は 1 学級 30 名ですか。保育所も 5 歳児の定員枠があつて、30 名でしょうか。幼稚園だけが 35 名ということなので、それは多いのではないかと。小学校でも 1 年生が 30 名なのに、幼稚園が 35 名。小学校の場合は、30 以上になると 2 学級になるわけでしょう。15

名と16名で2学級に分かれます。他市町村においても30名学級へと前向きに取り組んでいます。そのようなところは、25名学級にしようということで検討委員会も立ち上げてやっているようです。本町は35名としていますが、それはこの制度によって新たに出てくると思いますからこれからあとの検討は必要ないか答えてくれますか。

それからもう1つ、心配するのは幼稚園での土曜日預かり保育です。土曜日は職員が少ないですね。そうすると、万が一、事故が発生したとき、教育委員会と連絡を取り合うと言うのかそういうことがきちんと園長たちと話し合いがされているのかどうか。どのように連絡を取り合うことになっているのか答えてくれますか。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第3号について花城議員の質問にお答えします。預かり保育の入園希望者は何パーセントかというようなことでございます。現段階での4園の預かり率は80パーセントでございます。土曜日保育を別にしての数字を出していませんので、全体的な数字で申し上げておきます。

それから、新しい制度の実施で県内の保育士も不足と言いますか、多くの保育士が必要であろうというようなことですが、町もそれに対応して土曜日預かり保育含めて、予算要求の中では2人ずつ増をして対応しようとなつていますので、4園ですから8名ぐらいの人員で対応していけたらと考えています。現在勤務している事務職員等も含めて、お願いをしているところでございます。それからまた募集をかけて4月に向け対応したいと考えております。

それから35人預かり保育とのことでしたが、資料4の新旧対照表をご覧いただければと思います。現規則では35人以下としてございますが、現況は30人で対処しているところでございます。小学校1年生が30人という視点もございましたので、現況に合わせてと言いますか、幼稚園の通常保育との整合性でそうしていますが、現実的に30人で運用しているところもございますので、規則を30人以下として今回改正をしたいと考えてございます。今後、30人で対応してまいりたいということでございます。

それから、土曜日の預かり保育では通常の曜日とは職員も違う体制となると思いますので、事故等の発生について教育委員会との関連はどうするか、現場とも相談をしながら対処法などもこれから煮詰めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。預かりの率も80パーセントとのことですから、保護者も土曜預かりができたことで増えたかと思っています。ただ、心配なのが先ほど職員採用が8名、各園に2名ずつだということでありましたが、もし仮に幼稚園で園

児がケガをして、1人がその園児を病院へ連れて行くとしたら、残っているクラスの子どもを1人で見なければいけません。これが35名でしたら、69名を1人で見なければいけないという対応になるのではないですか。それはとても無理な話だと思います。保育所も然りですが、子どもたちに、いつ、何が起こるか分からない。ケガをした場合、保護者を待っているわけにはいかない。職員が病院へ連れて行かなければいけない。そうすると、先に言ったようなケースになり兼ねない。35名以下だったらいいですよ。けれども、70名だとして今言ったようなケースになるとしたら、残った職員1人で69名を見なければいけないことにもなり兼ねない。それはとても無理な話です。そこはどのように対応していくのか。2人で対応するのはまず無理な話だと思っています。ここはじっくり考えてください。

それから、30人で対応していきたいと話がありましたが、この30人というのは将来1学級を30人にしたいということなのですか。確認をします。今、預かり保育も35名であるが、将来は30人学級にしたいということなのかどうか確認させてください。

先に申しましたように、事故が発生したとき、事件が発生したときに教育委員会との連絡がどのように、また誰に取ればいいのか、どのようにやればいいのか。私も担当したことがあるのですが、保育所と幼稚園というのはいつもこれが心配です。いつ何時、ケガするか分からない。それが心配です。お互い事務屋だったらそんなに心配ないでしょう。けれども、あばれる子ども、いろんな子どもたちがいます。その子どもたちを教育していく職員ですので、そういった面は慎重にやらざるを得ないし、やって欲しい。教育委員会との連絡、連携をきちんと取れる体制をしいて欲しいが、今後どういうふうにするのかもう一度答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。職員体制の関連で、仮の話ということでのご質問でしたが、緊急で病院へ連れて行くというお話ですけれども、そのときは確かに人数的に手薄でございますがしかし、本務職員が1人はいるわけですからその職員が中心になって、緊急連絡網は前もってしっかり確認されておりますので議員ご指摘のとおり1人で60名、70名を見るわけにはいきませんから、まず救急車に連絡すると同時に、非番職員にも連絡をしまして緊急に出てくるということも当然日頃から確認をしております。これと関連しまして、最後のご質問でございました園と教育委員会との緊急連絡網は、災害訓練や子どものケガだけではなくて、いろんなケースを想定して園長会等々で確認をしております。これと同じような対応になると認識しております。

それから、30人クラス編成でございますが、幼稚園は先ほど申し上げましたように設置基準で35人以下を原則とするというようなことがございますので、幼稚園のクラス編成は35人を目安にしております。これに準じまして今やっている預かり保育は35人を一つの目

安にしていたのですけれども、このたびこの新制度によりまして、まだ詳しく確認はできていないのですが、現在30人で実施していることもございますが国からの市町村に交付される交付金か交付税か算定の基礎が、この預かり保育に関しましては30人1クラスというような基準があるというようなことがございます。設置基準では35人ですが、交付金の算定等々の数字が30人ということでございますので、それをわれわれも尊重しまして30人クラス編成というように規則を改正する予定でございます。そのようなかたちで対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。確認しましょうね。8名の他に本務が1人ということなのか。そうすると、各幼稚園とも3名体制でやるということなのか。救急車が来ようが、当然、職員はついて行きますよね。そうしたら、各園2名では厳しいでしょう。残っている子どもたちの保育ができるような体制を取らなければ、職員が少なくてもまたそこでケガでもされたら余計に大変でしょう。そういった面できちんと体制を取って欲しい。しっかり検討するよう言っておきます。

それから、30人はぜひやって欲しい。小学校1年生は30人だと先に言いました。保育所も年長児は30人です。保育所にも当然そこでは幼稚園教育が入ってくるわけでしょう。けれども、町立幼稚園に行かせたために、子どもたちが多くなると、また、当然教育に係ることですから少ないほうが教育効果は良いわけです。そういう面から言っても35名ではかなり厳しいかと思えます。もっと具体的にクラスの子どもたちを減らして教育が十分にできるような体制をやる必要があると思えます。30人学級もぜひ真剣に検討して欲しい。そして、新制度に向けての取組をしっかりやって欲しいことを申し上げておきます。以上、終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第3号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第

3号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。